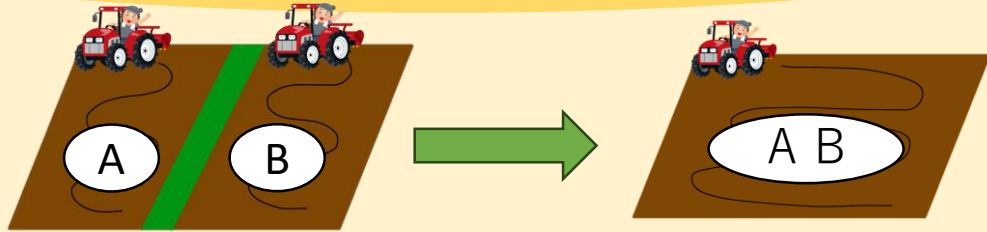


畦畔を除去する費用に対して補助を行います

区画拡大することで効率的な農業経営を行いたいと考える農業の担い手の皆さまに対し、畦畔を除去する費用を支援します。



1 補助金額

畦畔除去の費用を上限の範囲内で補助します（1,000円未満切り捨て）。

※ただし、コンクリート畦畔 1 m当たりの除去費用（処分費込）の単価4,400円（税込）を上限とします。

※**畦畔除去後の農地の均平化は補助の対象外です。**

【上限金額の算出方法】

補助上限金額 = 除去する畦畔の長さ × 4,400/m

例 1：上限金額の範囲内のケース(50mの畦畔除去で**20万円**の工事費)

4,400円×50m = 220,000円(上限)

200,000円を補助（全額補助）

例 2：上限金額の範囲外のケース(50mの畦畔除去で**30万円**の工事費)

4,400円×50m = 220,000円(上限)

220,000円を補助（8万円は自費負担）



2 申請期限

令和6年12月13日（金）まで

※**先着順のため、申請額が予算額に達した時点で受付終了となります。**

3 申請方法

申請書類を窓口を持参する。※事業実施を検討している方は申請**書類提出前に産業課へご相談いただきます**ようお願いします。また、**令和7年3月20日（木）までに事業を完了する必要があります**のでご注意ください。

提出先
問い合わせ先

松前町産業課農業振興係 松前町庁舎 2階
伊予郡松前町大字筒井631番地
Tel : 089-985-4131

裏面へ
→

4 申請者

次の要件を全て満たすこと。

- ① 認定農業者、認定新規就農者又は実質化された人・農地プランの中心経営体であること。
- ② 町税（督促手数料及び延滞金を含む。）を滞納していないこと。

5 補助の対象

町内の**農業振興地域内**の2つの農地に隣接する**畦畔を除去する事業**で次の要件を満たすこと。

- ① 畦畔を除去することに対して畦畔に隣接する2つの農地の**所有者の同意**を得ていること。
- ② 畦畔除去後に畦畔で隣接していた2つの農地を**申請者が耕作**すること。

6 申請書類

次の申請書類を提出してください。

- ① 松前町農地集積・集約化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - ② 事業計画書（様式第2号）
 - ③ 収支予算書（様式第3号）
 - ④ 畦畔を除去する事業に係る見積内訳書
 - ⑤ 現況写真
 - ⑥ 関係する農地の不動産登記事項証明書の写し
 - ⑦ 除去する畦畔の箇所を**色塗りした**法務局発行の公図の写し
※公図には事業計画書に対応する**畦畔番号**をご記入ください。
 - ⑧ 町税等の納税状況確認同意書（様式第4号）
 - ⑨ 補助対象者と関係する農地の所有者が異なる場合にあっては、関係する農地の所有者の畦畔除去に係る同意書（様式第5号）の写し
- ◆申請書様式や記入例は、町ホームページからダウンロードできます。



留意事項

- ◆ 畦畔に隣接する2つの農地の所有者の**相続登記が完了していない場合は、事業の対象外となります（申請前に所有者に確認をしてください）。**
- ◆ **課税事業者と免税事業者**とで仕入れに係る消費税の扱いが異なりますのでご自身がどちらに該当するかご確認ください。
- ◆ 畦畔除去後に耕作する農地につきましては、申請者と所有者とで利用権設定による貸し借りをを行う必要があります。
- ◆ **畦畔除去後の農地の境界等については、復旧可能かどうかなど確認した上で関係者間によく話し合ってください（畦畔の復旧について当町は責任を負いません）。**